

川崎市病院局規程第14号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金井 歳 雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を
改正する規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成17年
川崎市病院局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「管理者」を「病院事業管理者（以下「管理者」という。）」に改
める。

別表第5の3の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改め、同
表の備考14関係第1号エを同号オに改め、同号ウの次に次のように加える。

エ 管理者が定める団地が行う地域課題の解決や施策の活性化に係る活動
であって管理者が定めるもの

別表第5の備考14関係第3号を次のように改める。

(3) 付与日数の単位は、第16条第11項の規定を準用する。この場合に
おいて、同項後段中「8時間」とあるのは、「7時間45分」と読み替
えるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等のうち、病院局企業職
員の育児休業等に関する規程（平成17年病院局規程第35号。以下「育
児休業規程」という。）第12条第1号ア及びイに掲げる勤務形態の場
合は、1日を単位として与える。

別表第5の備考14関係第3号の次に次の1号を加える。

(4) この休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当 該残
日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用するこ
とができる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。